令和８年度～令和12年度宿毛市一般廃棄物収集運搬業務委託

プロポーザル実施要領

１．業務の目的

本業務では、市内の一般廃棄物収集運搬業務の委託にあたり、安定した収集体制及びサービスレベルを確保するため、人員、車両等の確保、安全管理、住民対応、事業者のノウハウを活かした地域貢献等についてプロポーザル方式により評価、選定することにより、市民の生活に欠かせない一般廃棄物収集運搬を安定的に市民に提供することを目的とします。

２．プロポーザル方式で業者の選定を行う業務委託の概要

（１）業務委託名：令和８年度～令和12年度　宿毛市一般廃棄物収集運搬業務委託

（２）業務委託内容：別紙「宿毛市一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書」のとおり

（３）業務委託契約期間：令和８年４月１日から令和13年３月31日まで（5年間）

（４）事業費限度額：令和８年度　　５２，９１６，０００円

令和９年度　　５２，９１６，０００円

令和10年度　　５２，９１６，０００円

令和11年度　　５２，９１６，０００円

令和12年度　　５２，９１６，０００円

（消費税額及び地方消費税額を含む）

３．担当課

宿毛市環境課

所在地：〒788-8686　宿毛市希望ヶ丘１番地

電話：0880-62-1252

メールアドレス：　kankyo@city.sukumo.lg.jp

ホームページURL：https://www.city.sukumo.kochi.jp/05/03/

４．実施形式　　公募型プロポーザル

５．参加資格

参加者の資格は、宿毛市内に主たる営業所（本社又は本店）を有し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第157号）第７条第１項の規定により宿毛市長から一般廃棄物収集運搬業者としての許可を受けている法人であって次に掲げる事項を全て満

たしていることを条件とする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合も含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加が制限されていない者

（２）宿毛市暴力団排除条例（平成 23 年宿毛市条例第 3 号）第 2 条第 1 号の暴力団及び同条第 3 号の暴力団関係者に該当しない者並びに当該法人等に同条第 2 号の暴力団員を含んでいない者

（３）宿毛市又は高知県から公共事業等に係る指名停止の処分を受けていない者

（４）市税を滞納していない者

６．選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュールは以下のとおりです。

日程	内容
令和 7 年 10 月 10 日	公募の開始
令和 7 年 10 月 10 日から 令和 7 年 10 月 24 日まで	参加意向申出書の提出（電子メール可） ※メール送信後、宿毛市環境課へ受信確認の電話をしてください。 ※参加資格の選考を行い、令和 7 年 10 月 28 日までに選考結果を電子メールで通知予定
令和 7 年 10 月 10 日から 令和 7 年 10 月 17 日まで	質問の受付（電子メール） ※メールの送信後宿毛市環境課へ受信確認の電話をしてください。 ※質問の回答は、令和 7 年 10 月 20 日予定
参加資格の通知から令和 7 年 11 月 14 日まで	提案書の提出（持参）
令和 7 年 11 月 28 日	プレゼンテーション
令和 7 年１2 月上旬	結果通知

７．参加申し込み

（１）提出書類

・参加意向申出書（第１号様式）

・会社概要書（第２号様式）※パンフレットがある場合は添付

・誓約書及び照会承諾書（第３号様式）

・市税の調査に関する同意書（第４号様式）

（２）提出期限

令和 7 年 10 月 10 日から令和 7 年 10 月 24 日まで

（３）提出方法

「第１号様式」、「第２号様式」、「第３号様式」、「第４号様式」に必要事項を記入し、宿毛市環境課へ提出してください。メールの場合は送信後、宿毛市環境課へ受信確認の電話をしてください。

（４）参加資格の審査

提出資料を基に参加資格の選考を行い、令和７年 10 月 28 日までに参加資格確認結果通知書（第５号様式）を通知する予定です。

参加資格を有する事業者（以下「参加事業者」という。）には、提案書等の提出及びプレゼンテーションを行っていただきます。

８．質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（第６号様式）」を提出してください。

（１）受付期間

令和７年 10 月 10 日から令和７年 10 月 17 日まで

（２）提出方法

「第６号様式」に必要事項を記入し、電子メールに添付して宿毛市環境課へ提出してください。メール送信後、宿毛市環境課へ受信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。

（３）回答

質問及びその回答の内容は、令和７年 10 月 20 日にメールで回答及び宿毛市ホームページ上に掲載する予定です。

９．提案書の提出

事業者は、宿毛市から第５号様式による参加資格を有する旨の通知を受け取った場合は、以下のとおり選考に必要な書類（以下「提出書類」という。）を持参により提出してください。

（１）提出期間

参加資格の通知から令和７年 11 月 14 日までの土・日曜日、祝日を除く８時 30 分から 17 時 15 分まで

（２）提出書類

提出書類は次の表のとおりです。１部ずつ左綴じで綴じた一式を７部作成してください。綴じる際にはフラットファイル等に綴じて様式が分かるようにインデックスをつけてください。任意様式で作成する書類の用紙の向きは問いません。

	提出書類	注意事項
①	企画提案書（表紙）	（第７号様式）　原本【１部】、写し【６部】
②	実績調書	（第８号様式）　原本【１部】、写し【６部】
③	保有車両一覧	（第９号様式）　原本【１部】、写し【６部】
④	実施体制調書	（第１０号様式）　原本【１部】、写し【６部】
⑤	見積書	（第１１号様式）　原本【１部】、写し【６部】
⑥	課題テーマ	任意様式　原本【１部】、写し【６部】
		一般廃棄物収集運搬業務委託に対する実施方針・考え方を述べてください。
⑦	その他の提案	任意様式　原本【１部】、写し【６部】
		・コンプライアンスの徹底のための取り組み（安全運行、労働環境等の法令遵守の取り組み等） ・災害が発生した際の協力体制 ・地域貢献について（環境に関するボランティア活動等）

１０．選考方法

（１）選考手順

市で設置する令和８年度～令和 12 年度宿毛市一般廃棄物収集運搬業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、評価及び選考を行います。

参加事業者ごとに別紙「令和８年度～令和 12 年度宿毛市一般廃棄物収集運搬業務委託に係る企画提案に対する評価基準」に基づいて評価を行います。選考にあたっては最低基準を設け、最低基準を満たした者のうち、審査委員全員の合計点数が最も高かった者を最優秀提案者（契約予定事業者）として決定し、次に得点の高かった者を、次点の事業者として決定します。また、参加事業者が１者の場合も選考を行うものとします。

なお、選考の結果、最低基準の点数を上回っている者がいなかった場合、このプロポーザルにおいては契約を行わないものとします。

（２）選考における評価基準

別紙「令和８年度～令和 12 年度宿毛市一般廃棄物収集運搬業務委託に係る企画提案に対する評価基準」のとおり

（３）　書類提出締切日

令和７年 11 月 14 日（金）

（４）　プレゼンテーション実施日

令和７年 11 月 28 日（金）を予定しています。

（変更になる場合、令和７年 11 月 26 日（水）までに参加事業者に連絡するものとします。）

（５）プレゼンテーション会場等

日時及び場所等の詳細については別途連絡します。

（６）プレゼンテーション出席者

３名以内。本業務の主たる担当者が行うものとします。

（７）プレゼンテーション審査内容

20 分以内のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答（20 分以内）を行う予定です。なお、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、宿毛市環境課に事前に相談するものとし、必要機器について各参加事業者で用意してください。

プレゼンテーションの順序は、業務提案書の提出順の逆順に行うこととします。参加事業者ごとの開始時間は別途連絡します。

（８）その他

審査委員会での選考は非公開とします。

１１．結果の公表

選考結果については、令和７年１２月上旬までにすべての参加事業者宛に電子メールで通知するとともに、宿毛市ホームページで公表する予定です。

１２．契約の締結

本業務の最優秀提案者（契約予定事業者）として決定した参加事業者は、宿毛市と協議の上で、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとします。

なお、契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合、次点の事業者を契約予定事業者とします。

１３．　参加事業者の失格 次のいずれかに該当する場合は失格とします。

(1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類が期限までに提出されなかった場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 見積額が事業費限度額を超えている場合

(5) プレゼンテーションに参加しなかった場合

(6) 選考の公平性を害する行為があった場合

(7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員会会長が失格であると認めた場合

１４．その他留意事項

(1) このプロポーザルに参加する費用はすべて参加する事業者の負担とします。

(2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めません。

(3) 提出書類の「実施体制調書（第１０号様式)」に記載する管理責任者及び担当者 （以下「管理責任者等」と いう。）は、このプロポーザル方式実施の公告の日以前に参加する事業者と３箇月以上の直接的かつ恒 常的な雇用関係があるものとします。 また、宿毛市と契約を締結する事業者は予定した管理責任者等を 配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。

(4) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。ただし、宿毛市がこのプロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

(5) 提出された書類は返却しません。

(6) このプロポーザルに係る宿毛市情報公開条例（平成 13 年宿毛市条例第 26 号）に基づく情報公開請求があった場合及び宿毛市議会へ説明する場合においては、公開することとする。なお、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第６条第３号の規定により非開示となるため、企画提案書の提出時に非開示理由書（第１２号様式）を合わせて提出すること。これによる開示・非開示の判断は、第１２号様式を参考に同条例に基づき市が判断する。

(7) 「参加申し込み」の後に、辞退する場合は、辞退届（第１３号様式）を提出するものとします。

(8) 結果等に対する質疑及び異議の申し立てには応じられません。

(9) この募集要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令 （昭和 22 年政令第 16 号)、宿毛市財務規則（昭和 44 年年宿毛市規則第 28 号）等関係法令等の定めるところにより ます。

(10) 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします